

子ども・子育て支援新制度に向けて新たに定める基準等について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の認可基準、放課後児童クラブの設備運営基準など、条例等を制定する必要があります。

昨年来、国においては、子ども・子育て会議等で、各種基準等について議論が続けられておりましたが、とりまとめの段階となっており、年度末を目途に政省令等が制定されることとなっております。

今後、自治体に対し、案文が提示されることとされており、案文が提示され次第、速やかに関係条例等を制定してまいります。

記

1 子ども・子育て支援新制度に関する国の検討状況について

別紙「子ども・子育て支援新制度に関する検討状況について」（内閣府）のとおり

2 新たに定める基準等（新規条例の制定もしくは現行条例の改正）

- (1) 幼保連携型認定こども園の認可基準（根拠法：認定こども園法）
- (2) 地域型保育事業（※1）の認可基準（根拠法：児童福祉法）
- (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備運営基準（根拠法：児童福祉法）
- (4) 給付対象として確認を受ける施設（※2）の運営基準（根拠法：子ども・子育て支援法）
- (5) 給付対象として確認を受ける地域型保育事業（※1）の運営基準
(根拠法：子ども・子育て支援法)
- (6) 保育の必要性の認定基準（根拠法：児童福祉法）

※1－小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育

※2－認定こども園，幼稚園，保育所

3 国及び市の取組及びスケジュール

(1) 国における取組

- ・子ども・子育て会議や社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会で審議
- ・審議のとりまとめ（平成25年12月～平成26年1月）
- ・自治体に対し案文の提示（時期未定）
- ・政省令等の作成（年度末までに）

(2) 市における取組

- ・ 基準等の内容の検討（～国による案文が提示されるまでに）
- ・ パブリックコメント
- ・ 盛岡市子ども・子育て会議における意見聴取
 - 「放課後児童クラブ設備運営基準」
 - 「地域型保育事業認可基準」
 - 「保育の必要性の認定基準」
 - 「幼保連携型認定こども園認可基準」
 - 「給付対象として確認を受ける施設・地域型保育事業運営基準」
- ・ 議会への提案（平成 26 年 6 月市議会定例会もしくは 9 月市議会定例会）

なお、児童福祉に関する下記の基準等につきましては、「盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」からも意見をお聞きいたします。

- 「放課後児童クラブ設備運営基準」
- 「地域型保育事業認可基準」
- 「保育の必要性の認定基準」